

特別養護老人ホーム設備運営基準条例等の改正について

1 経緯

平成30年度第2回高齢者専門分科会において、多床室へのニーズが認められることから、既存施設の多床室増床の可能性を調査した上で、必要であれば、多床室の整備を既存の多床室を有する施設のみに限定する現行条例の改正を行うこととなりました。

2 既存施設の多床室の増床に係る調査について

(1) 調査結果について

調査対象施設	増床希望	希望増床数
10施設	1施設	50床

(2) 結論

既存施設による多床室の整備だけでは、利用者のニーズに応えることは難しい。

3 条例改正について

(1) 改正した条例名

- ア 柏市特別養護老人ホーム設備運営基準条例
- イ 柏市指定介護老人福祉施設人員設備運営基準等条例
- ウ 柏市指定地域密着型サービス事業人員設備運営基準等条例

(2) 改正内容

	改正前	改正後
広域型及び地域密着型の特別養護老人ホームの居室定員	原則1人	4人以下

4 特別養護老人ホームの公募について

- (1) 新設1施設 ユニット型 定員100床（30床から50床までは多床室の併設整備を可とするもの）
- (2) 増床1施設 従来型多床室 定員50床（柏市内で現在特別養護老人ホームを運営する事業者に限るもの）
- (3) 開所時期 （1）は令和4年3月 （2）は令和3年10月